

年金保険料の免除制度をご利用ください!



国民年金保険料の免除制度には

- ・「全額免除」
 - ・「4分の3免除（4分の1納付）」
 - ・「半額免除（半額納付）」
 - ・「4分の1免除（4分の3納付）」
- の4種類があります。

免除が承認された場合の納付額

	毎月の納付額
全 額 免 除	な し
4 分 の 3 免 除 (4分の1納付)	3,810円
半 額 免 除 (半 額 納 付)	7,630円
4 分 の 1 免 除 (4分の3納付)	11,440円

※全額免除以外の一部免除の場合、納付すべき一部の保険料を納付しないと、その期間の免除が無効（未納と同じ）となってしまいます。将来の老齢基礎年金の額に反映されず、また、障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなる場合がありますのでご注意ください。

◎30歳未満の方には「若年者納付猶予制度」、学生の方には「学生納付特例制度」があります

若年者納付猶予・学生納付特例の承認を受けた期間は、将来受ける年金の受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。

そこで、これらの期間の保険料は、承認後10年以内であれば、経過期間に応じた加算額を上乗せして後から納付できます。

～ 国民年金保険料は忘れずに納めましょう! ～ ＝年金は世代と世代の支え合い＝

お問い合わせ先 町民健康課町民窓口グループ (☎ 2-2453) ・ 函館年金事務所国民年金課 (☎ 0138-56-1165)

北海道医療給付事業 更新申請のお知らせ

北海道医療給付事業（重度心身障がい者、ひとり親家庭等、乳幼児等医療給付事業）で、現在お持ちの受給者証の有効期限は7月31日となっております。対象者の方には更新申請書を送付しておりますが、まだ更新申請手続きをされていない方は、お早めに手続きをお願いします。

※いずれの事業も所得制限限度額があり、限度額以上の場合は該当になりませんので、詳しくは下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】
町民健康課町民窓口グループ
(☎ 2-2453)

65歳以上の介護保険料

- 平成26年度介護保険料の決定通知書は今月初めに送付します。
- 保険料の通知書がお手元に届きましたら支払方法を確認しましょう。
- 保険料の支払方法には特別徴収（年金からの天引き）と普通徴収があります。
- 特別徴収の方は直接納付する必要はありません。
- 普通徴収の方は納付書により期限内に納入してください。

納付は便利な口座振替を

各郵便局、銀行、農協、漁協等の金融機関で、介護保険料の口座振替ができます。手続きは、保険料納入通知書・通帳・通帳使用印を持参の上、各金融機関または介護保険担当窓口で簡単にできますので、便利な口座振替をぜひご利用ください。

【お問い合わせ先】
町民健康課健康福祉グループ (☎ 2-2453)

北海道関係戦没者へ追悼の誠を捧げる黙とうを!

さきの大戦における北海道関係戦没者に対し、追悼の誠を捧げるとともに平和への誓いを新たにすため、来る7月17日(木)に北海道立総合体育センターにおいて、北海道戦没者追悼式が実施されます。

つきましては、町民のみなさまにおかれましても、職場・団体または家庭において正午のサイレンに合わせ、追悼の誠を捧げる黙とうを実施し、本行事にご参加くださるよう、よろしくお祈りします。

【お問い合わせ先】 生活環境課生活環境グループ (☎ 2-2454)